

◆ 長万部町の国民保護 No. 1 ◆

☆国民保護とは……

平成16年9月に国民保護法（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律）が施行されました。国民保護とは、この法律に基づき、外国からの武力攻撃や大規模テロ等から、国民の生命、身体及び財産を保護することをいいます。

万が一、こうした事態が発生した場合、政府が策定する基本的な方針に基づき、国や都道府県、市町村などが連携協力して、住民の避難や救援、武力攻撃災害への対処などの「国民の保護のための措置」を実施します。

国では、国民保護法に先立つ平成15年6月に、事態対処法（武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律）などの有事関連三法を成立させています。

長万部町では、北海道国民保護計画に基づいて、市町村計画である「長万部町国民保護計画」を策定しましたので、シリーズでお知らせいたします。

☆長万部町国民保護計画の概要

国民保護法では、武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するための国や地方公共団体などの重要な役割を3つの柱としています。

- ①避難 ②救援 ③武力攻撃災害に伴う被害の最小化

また、国、都道府県、市町村及び指定（地方）公共機関の役割をそれぞれ定め、それに基づき「長万部町国民保護計画」を策定しました。

計画は、第1編から第5編により構成しております。

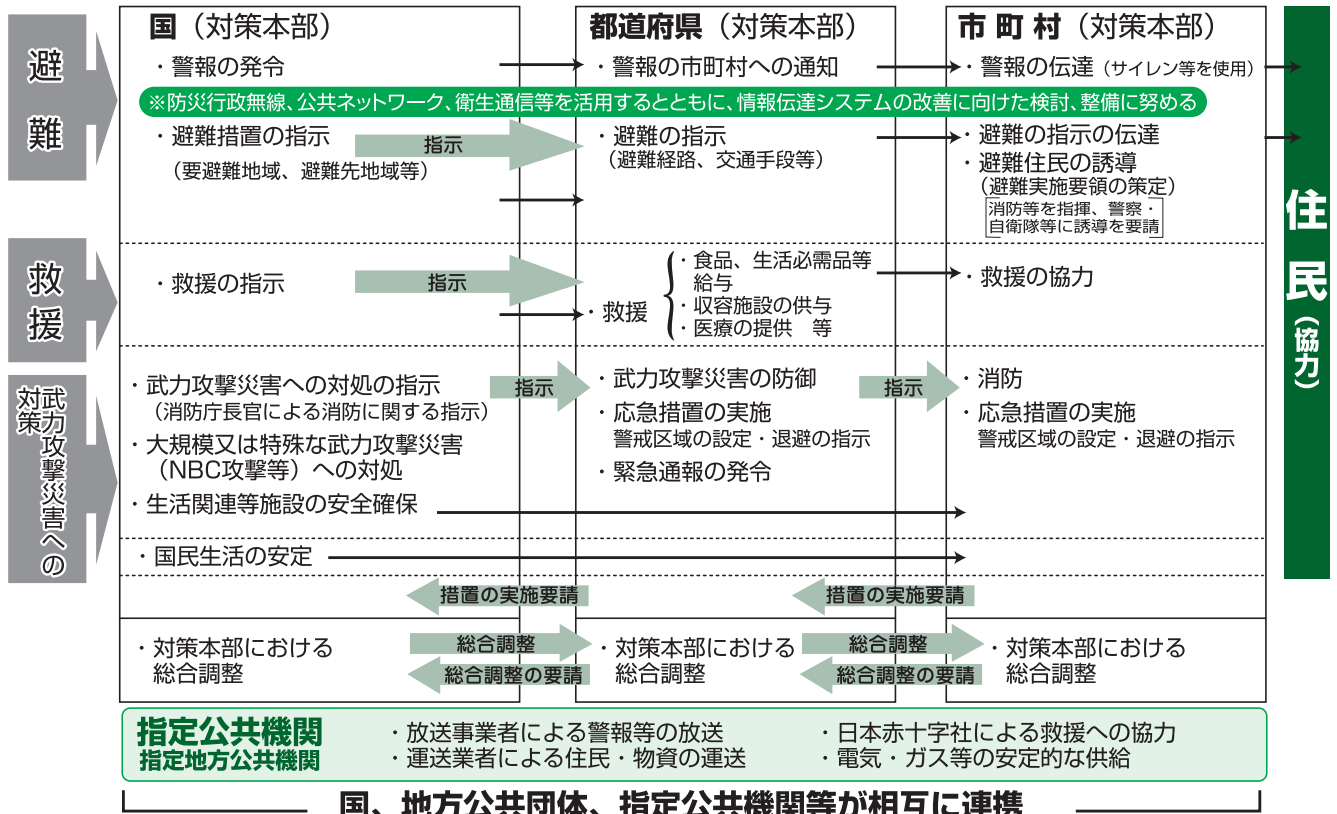
- 第1編 総論
- 第2編 平素からの備えや予防
- 第3編 武力攻撃事態等への対応
- 第4編 復旧等
- 第5編 緊急対処事態への対処

★第1編 総論

第1編・総論は6章構成で、計画作成の目的や計画全体の基本的事項を記載しており、国民保護措置に関する基本指針として、次のように示しております。

- ①基本的人権の尊重
- ②国民の権利利益の迅速な救済
- ③指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重
- ④国民に対する情報提供
- ⑤高齢者、障がい者等への配慮及び国際人道法の的確な実施
- ⑥国民保護措置に従事する者等の安全の確保
- ⑦関係機関相互の連携協力の確保
- ⑧国民の協力

国民の保護に関する措置の仕組み



©長万部町国民保護計画はシリーズでお知らせして参ります。

【問い合わせ先】総務課総務グループ（☎2-2451）